**誓　約　書**

令和　　年　　月　　日

（あて先）横　須　賀　市　長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 所在地 |  |
| 設 置 者 | 名　称 |  |
|  | 氏　名 | ㊞ |

法人の場合は、法人の名称及び代表者の役職名、氏名

法人以外の場合は、代表者個人の氏名

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第１項の規定による特定教育・保育施設の確認の申請に当たり、当該施設の設置者は、法第40条第２項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓います。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（確認の取消し等）

第40条　市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第27条第１項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(１) 特定教育・保育施設の設置者が、第33条第６項の規定に違反したと認められるとき。

(２) 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

(３) 特定教育・保育施設の設置者が、第34条第２項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。

(４) 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。

(５) 特定教育・保育施設の設置者が、第38条第１項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(６) 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第38条第１項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(７) 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第27条第１項の確認を受けたとき。

(８) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(９) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(10) 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去５年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

２　前項の規定により第27条第１項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して５年を経過するまでの間は、第31条第１項の申請をすることができない。

【子ども・子育て支援法施行令（抜粋）】

（法第40条第１項第８号の政令で定める法律）

第17条　法第40条第１項第８号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

(１) 学校教育法（昭和22年法律第26号）

(２) 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）

(３) 教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）

(４) 私立学校法（昭和24年法律第 270号）

(５) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）

(６) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）

(７) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）

(８) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

(９) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

(10) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

(11) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）

(12) 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）

(13) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）

(14) 介護保険法（平成９年法律第 123号）

(15) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）

(16) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

(17) 発達障害者支援法（平成16年法律第 167号）

(18) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123三号）

(19) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

(20) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

(21)国家戦略特別区域法(第十二条の五第七項の規定に限る。)

(22)民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

（法第40条第２項の政令で定める者等）

第18条　法第40条第２項の同条第１項の規定により法第27条第1項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者から除く政令で定める者は、当該確認の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該教育・保育施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該教育・保育施設の設置者が有していた責任の程度を考慮して、法第40条第２項の規定を適用しないこととすることが相当であると認められる者として内閣府令で定める者に該当する者とする。

２　法第40条第２項の同条第１項の規定により法第27条第１項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(前項に規定する者を除く。)に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する教育・保育施設の設置者とし、法第40条第２項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)　その者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人(次のイからハまでに掲げる者に限る。第21条第２項第２号及び附則第11条第２項第２号において「その者と密接な関係を有する者」という。)が、法第40条第１項の規定により法第27条第１項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(前項に規定する者を除く。)である者　当該確認の取消しの日

イ　その者の役員に占めるその役員の割合が２分の１を超え、又はその者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、若しくはその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの(ロにおいて「その者の親会社等」という。)

ロ　その者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が２分の１を超え、又はその者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの

ハ　その者の役員と同一の者がその役員に占める割合が２分の１を超え、又はその者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの

(2)　法第40条第１項の規定による法第27条第１項の確認の取消しの処分に係る行政手続法(平成５年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第36条の規定により同項の確認を辞退した者(当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。)　当該確認の辞退の日

(3)　法第38条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第40条第１項の規定による法第27条第１項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長(特別区の区長を含む。第21条第２項第４号において同じ。)がその者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。附則第11条第２項第４号において同じ。)までの間に、法第36条の規定により法第27条第１項の確認を辞退した者(当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。)　当該確認の辞退の日

(4)　教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者　当該行為をした日

(5)　その者の役員又は長のうちに次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者がある者　それぞれイからハまでに定める日

イ　法第40条第１項の規定により法第27条第１項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(前項に規定する者を除く。)において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に、その役員又は長であった者　当該確認の取消しの日

ロ　第２号に規定する期間内に法第36条の規定により法第27条第１項の確認を辞退した教育・保育施設の設置者(当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。)において、同号の通知の日前60日以内に、その役員又は長であった者　当該確認の辞退の日

ハ　前号に掲げる者　同号に定める日